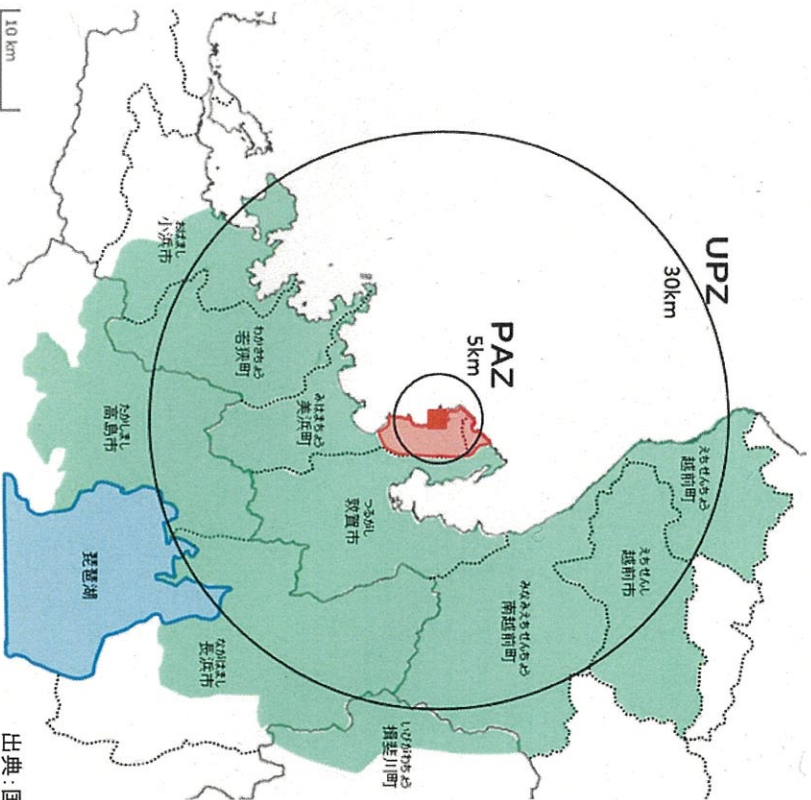


1. 美浜地域の原子力災害対策重点区域

- 美浜地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は278,892人(令和2年4月現在)。
- PAZ内の人口は美浜町(福井県)787人、敦賀市(福井県)61人。
- UPZ内の人口は福井県、滋賀県及び岐阜県の関係10市町278,044人。



関係 府県	PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5～30km)	合計
	福井県	848人	
滋賀県	—	50,974人	50,974人
岐阜県	—	49人	49人
合計	848人	278,044人	278,892人

【UPZ市町】
福井県 美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町
滋賀県 長浜市、高島市
岐阜県 揖斐川町

出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

(1) EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置

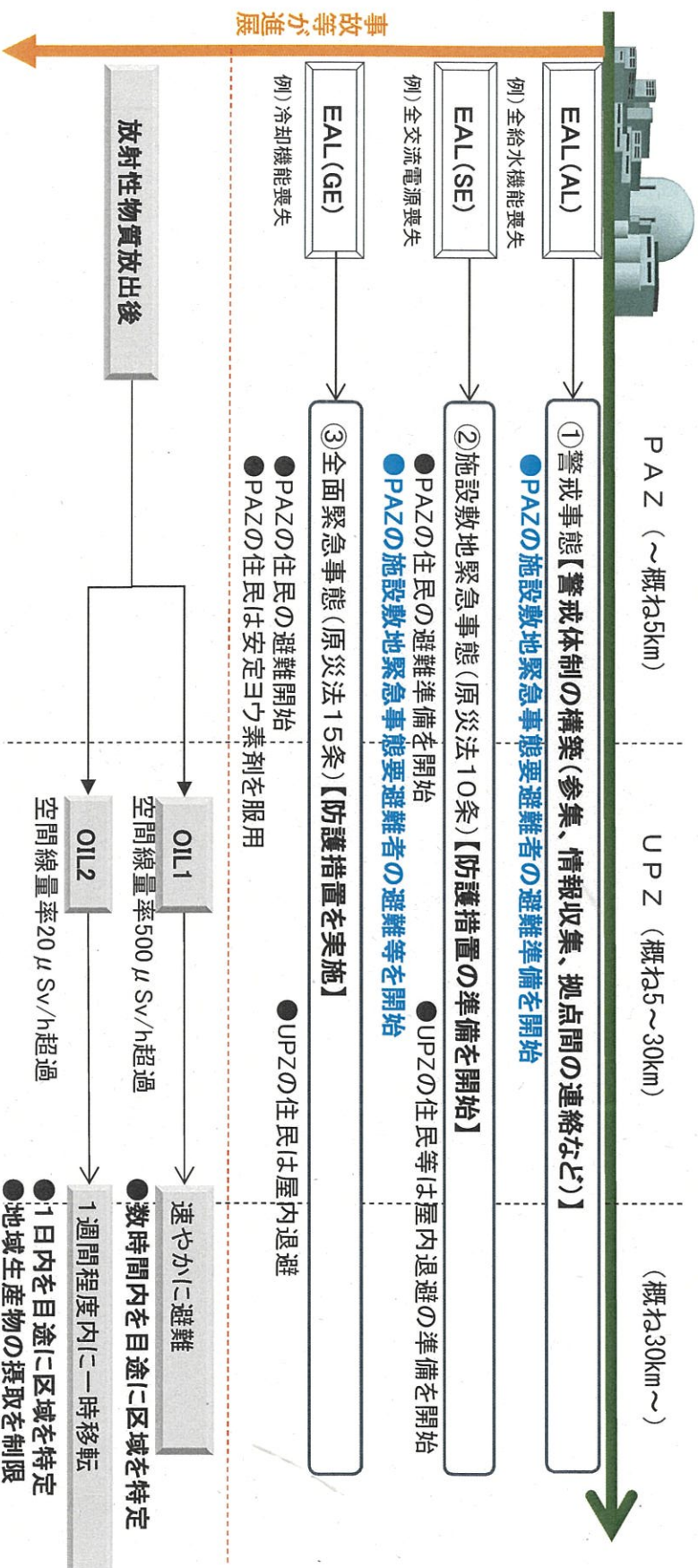
原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。

EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。

※PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は、速い効果の高い建物等に屋内退避する。

(2) 緊急時モニタリングの実施/OIL (Operational Intervention Level) に基づく判断

国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。



3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、県内外で確保。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

PAZ内市町の広域避難先

PAZ内人口	
美浜町 美浜東 小学校区	272人
丹生 竹波	100人
菅浜	415人
敦賀市	61人
西浦地区	0人
合計	848人



避難元	避難先(県内)	
	富田公民館 富田小学校	大野市立富田小学校 大野市立尚徳中学校
美浜町 美浜東 小学校区	大野市*	大野市立尚徳中学校
敦賀市 西浦地区	福井市立 羽生小学校	-

*おおおい町に避難できない場合の避難先。

避難元	避難先(県外)	
	丹生 竹波	-
菅浜	-	-
白木1丁目 白木2丁目	奈良県*	生駒市コミュニ ティセンター
敦賀市 西浦地区	白木1丁目 白木2丁目	-

*福井市に避難できない
場合の避難先。



- <避難方法>
- ① 自家用車
 - ② バス等の車両による避難
 - ③ 船舶、ヘリ等による避難

(C)2019ZENRINZQ05E 第175号)

UPZ内市町の広域避難先

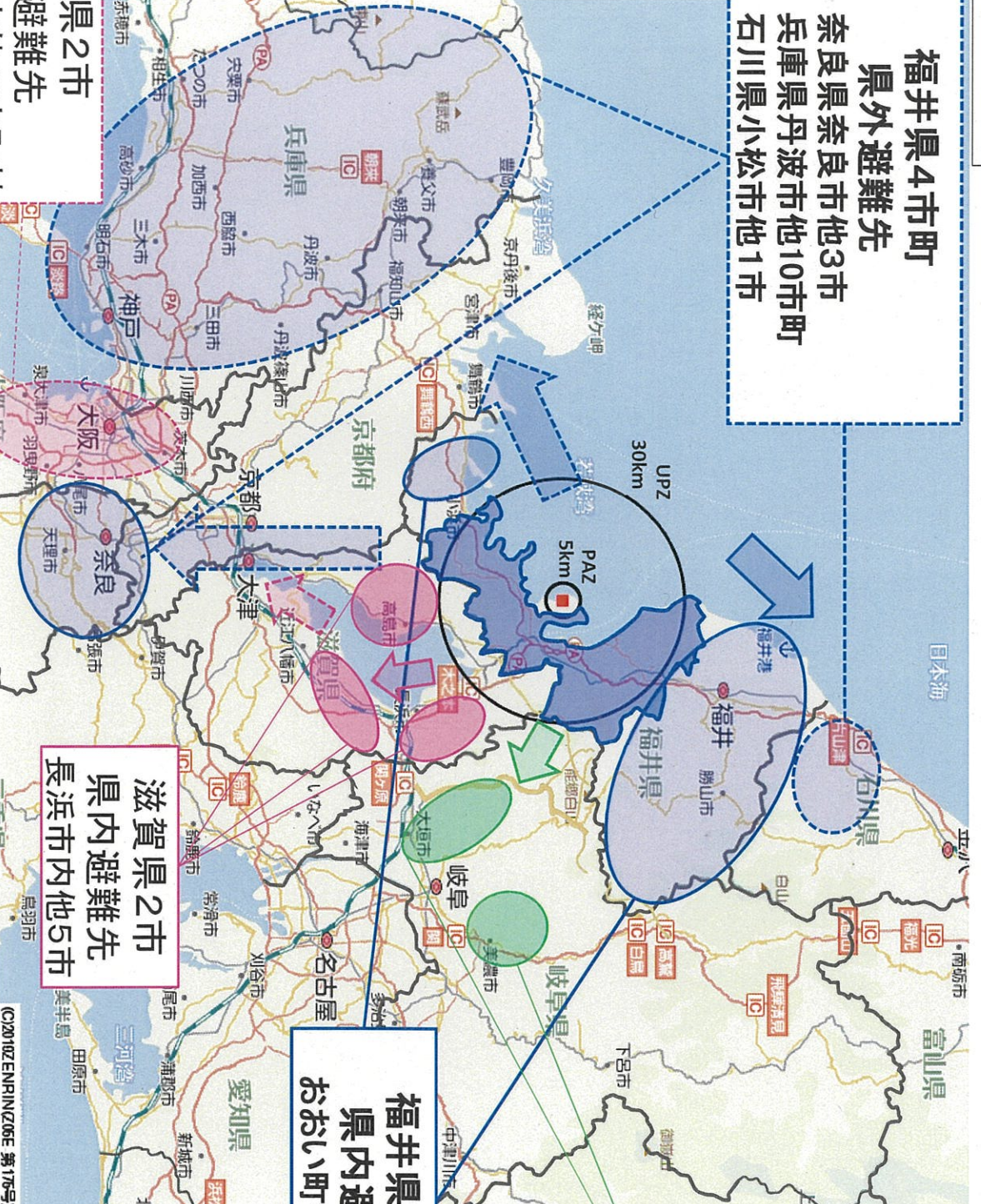
福井県4市町
県外避難先
 奈良県奈良市他3市
 兵庫県丹波市他10市町
 石川県小松市他1市

岐阜県揖斐川町
県内避難先
 揖斐川町内他1市

福井県5市町
県内避難先
 おおおい町他5市町

滋賀県2市
県内避難先
 長浜市内他5市

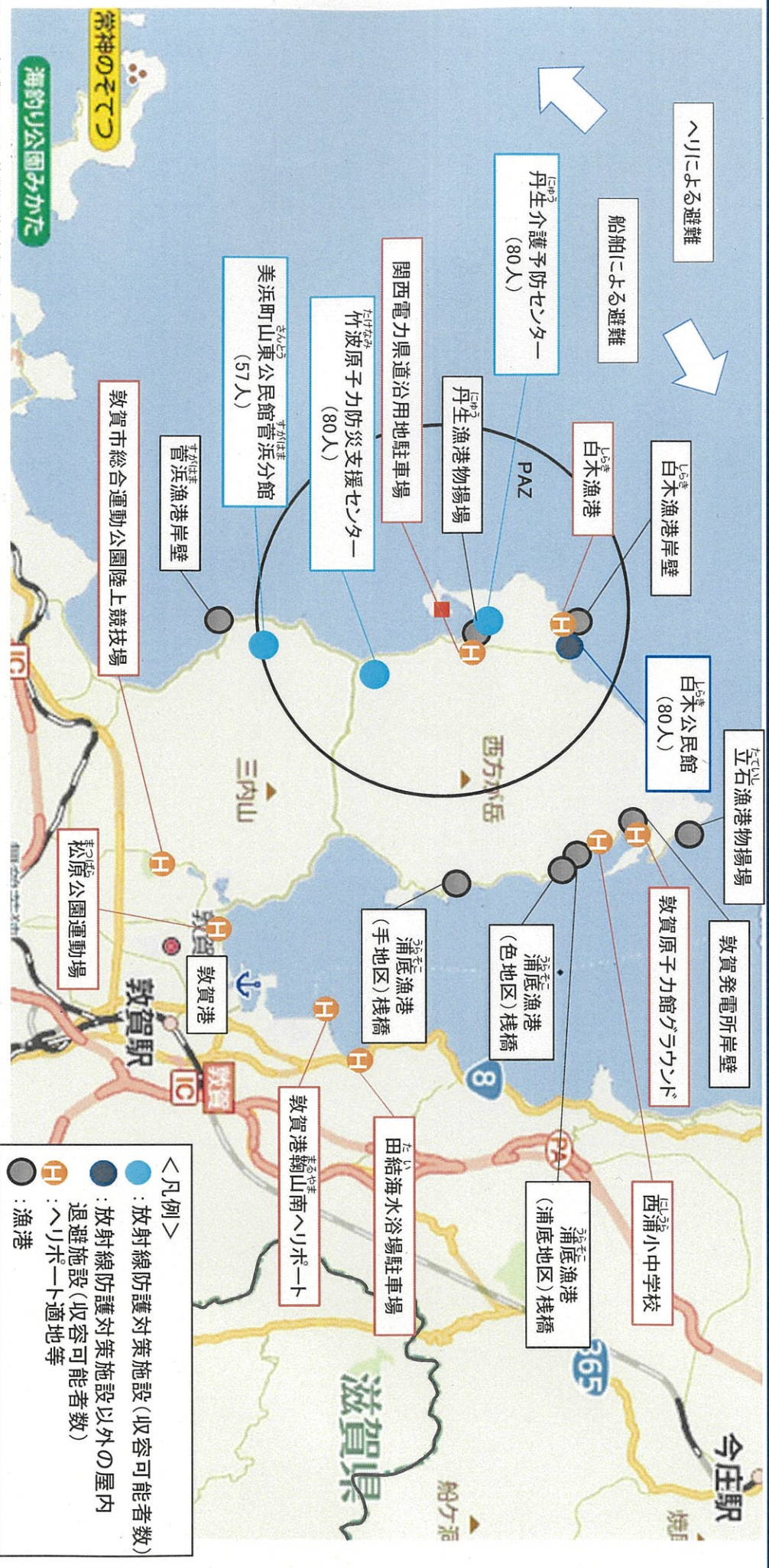
滋賀県2市
県外避難先
 大阪府大阪市他42市町村



(C)2019ZENRINZQ05E 第175号)

4. PAZ内の半島部(福井県美浜町、敦賀市)における対応

- PAZに該当する敦賀半島(美浜町・敦賀市)については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じて警戒区域の段階においても、原子力施設近隣のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

5. 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

避難元		避難の実施		避難先	
<p>感染者(重症者)</p> <p>感染者(軽症者等)※2</p> <p>それ以外の者※3</p>	<p>放射線防護対策施設等で屋内退避を継続</p> <p>それ以外の者とは別の施設で屋内退避。</p> <p>放射線防護対策施設等で屋内退避を継続</p> <p>感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。</p>	<p>それ以外の者とは、別々の車両で避難。</p> <p>感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。</p>	<p>感染者指定医療機関等で治療</p> <p>それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。</p> <p>感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。</p>	<p>手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底</p>	<p>感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。</p> <p>避難先施設では、密集を避ける。</p>
<p>施設敷地緊急事態要避難者等</p> <p>避難の実施により健康リスクが高まる者</p> <p>それ以外の者※3</p> <p>感染者(軽症者等)※2</p> <p>それ以外の者※3</p>	<p>自宅等で避難準備</p> <p>避難開始</p> <p>バス避難者等の一時集合場所等避難開始</p> <p>【S】 密集を避け、極力分散して集合。 (例) 一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。</p>	<p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。</p> <p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p>	<p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。</p> <p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p>	<p>感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。</p> <p>避難先施設では、密集を避ける。</p>	<p>感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。</p> <p>避難先施設では、密集を避ける。</p>
<p>一般住民</p> <p>感染者(軽症者等)※2</p> <p>それ以外の者※3</p>	<p>指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) 感染者(軽症者等)] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。</p>	<p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。</p> <p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p>	<p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。</p> <p>バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p>	<p>感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。</p> <p>避難先施設では、密集を避ける。</p>	<p>感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。</p> <p>避難先施設では、密集を避ける。</p>

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病状保有者及び軽症患者のこと。また、既にPAZ内のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

6. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 美浜町および敦賀市のPAZ圏の住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- UPZ圏の避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのセリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布は関係府県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布を実施。

＜安定ヨウ素剤の主な備蓄場所＞



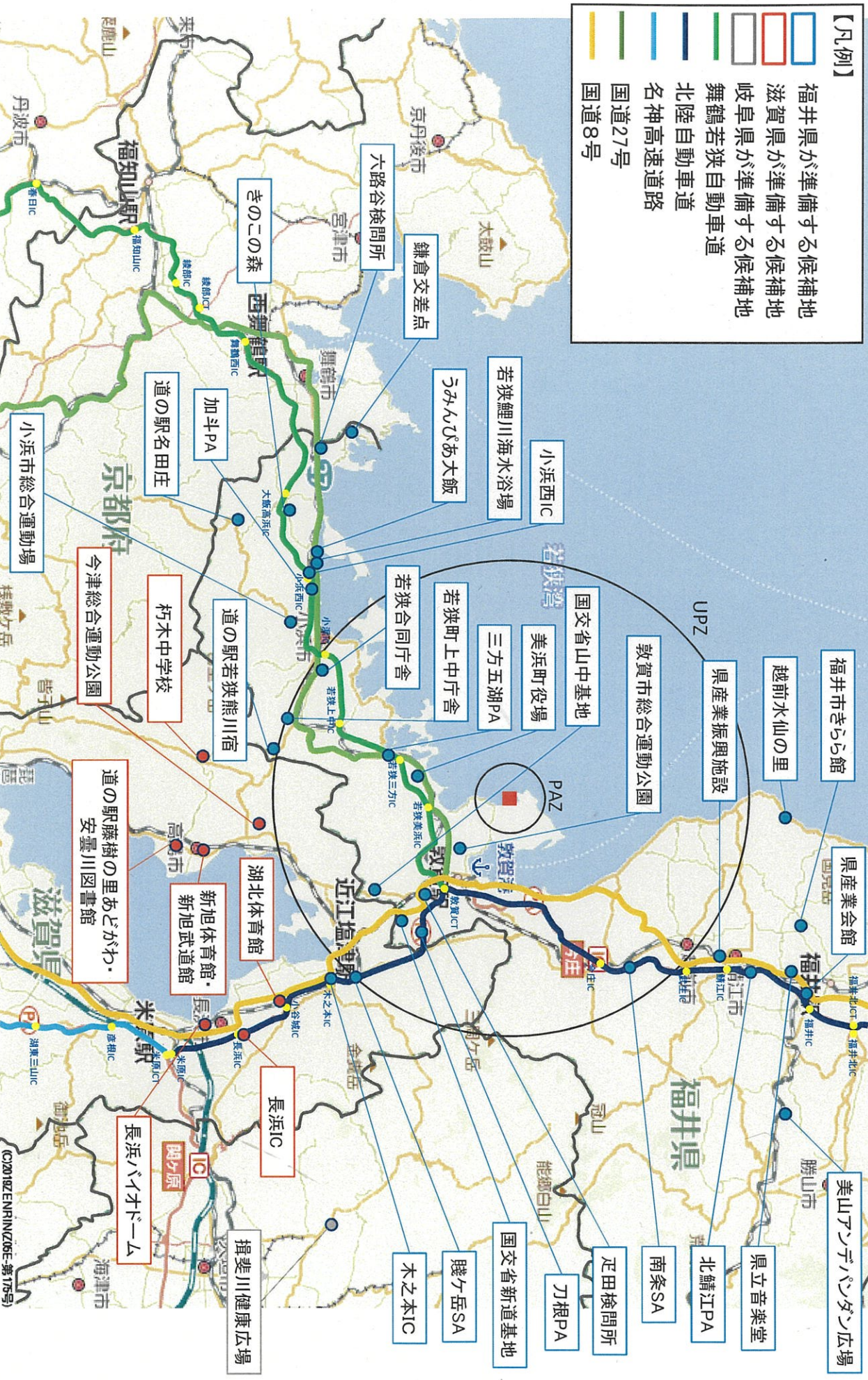
安定ヨウ素剤備蓄場所
福井県内：53箇所中
美浜地域周辺備蓄：35箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施
一時集合場所等
(計81箇所)
美浜町：10箇所
敦賀市：24箇所
若狭町：4箇所
小浜市：11箇所
南越前市：5箇所
越前市：19箇所
越前町：8箇所

7. 避難退域時検査場所の候補地の設定

避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



【凡例】
 福井県が準備する候補地
 滋賀県が準備する候補地
 岐阜県が準備する候補地
 舞鶴若狭自動車道
 北陸自動車道
 名神高速道路
 国道27号
 国道8号